

令和4年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月8日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第9号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	議案第53号	令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第 5	議案第54号	令和4年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第55号	令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第56号	令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第57号	令和4年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第58号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
日程第10	議案第60号	豊頃町職員の定年等に関する条例の一部改正
日程第11	議案第59号	豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正
日程第12	議案第61号	豊頃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
日程第13	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第14	同意案第1号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第15	同意案第2号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第16	同意案第3号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第17		請願の委員会付託
日程第18		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大崎 英 樹 君

7番 大谷友則君

8番 中村純也君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	鏑木	政洋君
住民課	長	加藤	さおり君
会計管理者			
福祉課	長	丹羽	静恵君
産業課	長	齋藤	学君
施設課	長	越谷	光裕君
農業委員会事務局	長	林谷	一徳君
教育委員会教育課	長	森	直史君
消防署	長	江口	孝君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	主事	手塚	健人君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和4年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和4年10月14日から同年11月18日まで実施されました、令和4年度定期監査結果報告書及び令和4年8月から令和4年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりでありますので、御覧いただきたいと思っております。
以上であります。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 令和4年第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、津波避難対策特別強化地域の指定と職員の避難所運営訓練についてであります。
政府の中央防災会議が9月30日に開催され、本町は本年6月に改正施行された日本海溝・千島海溝周辺型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における津波避難対策特別強化地域に指定されました。
これにより同特措法に基づく避難道路や津波避難タワー等の津波避難対策整備に要する経費の補助率が3分の2に引き上げられ、これに基づく避難対策事業を令和5年度から実施することとしています。
この事業計画については、地震による避難路の寸断を想定し、港を迂回する道道か

らトンケシ津波緊急避難場所へ直接接続する避難路など、多様な避難経路の整備及び津波被害を低減させるための防災設備の整備を検討しており、昨日12月7日に行政区長及び大津地域各団体長等に対し説明会及び意見交換会を開催するとともに、大津地区住民を対象として10月末に完成したトンケシ津波緊急避難場所避難路の見学会を開催しました。

また、11月30日午後から町える夢館で、大規模災害発生に対する職員の意識向上と知識の習得を図ることを目的に役場職員を対象として、避難所運営訓練を実施しました。今回の訓練は、令和2年に実施したコロナ禍における避難所運営訓練以来2年ぶりの実施で、主にこれまでに避難所運営を行ったことがない若手職員を対象に、北海道危機対策局職員を講師に、避難所の役割やレイアウト、運営についての講義の後、実際に段ボールベッドの組立てや避難者の受入れ訓練などより実践に近い形で訓練を行いました。今後も繰り返し訓練を行い、有事の際に的確な行動がとれるよう態勢を整えてまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

政府はマイナンバー制度をデジタル社会の基盤と位置付けており、今年度末までにほぼ全国民がマイナンバーカードを取得することを目標として、その普及に取り組んでいるところであり、本年6月30日からはマイナポイント第2弾を展開しております。町としても、申請用顔写真の無料撮影サービス等による申請サポート、また豊頃町公共ポイント300ポイントの付与などの取り組みを行っており、さらに10月からは町内での高齢者や地域住民の行事等が開催される会場に出向いた出張申請の実施や、閉庁日である12月4日日曜日に役場庁舎において臨時窓口を開設する等の取り組みを行ない、これまで約80人の町民の方々にご利用いただきました。

本年12月1日現在のマイナンバーカード申請率は57.1%、交付率は48.4%で、順調に普及が進んでいると考えておりますが、政府が目指している目標にはまだ届かない状況であります。

町としましても、今後さらにマイナンバーカードの利用機会の周知に努めるとともに、平日の日中に来庁できない方が利用しやすいよう、随時、閉庁日に臨時窓口を開設するなどの取り組みを通して、政府のデジタル田園都市国家構想基本方針の基本的な考え方である「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の早期実現のため、今後も政府と連携してマイナンバーカードの普及促進、利用拡大を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種の進捗状況についてであります。

これまで使用していた従来株ワクチンに代わり、現在流行しているオミクロン株に対応した二価ワクチンの接種を9月28日から開始いたしました。12月6日現在、

オミクロン株対応ワクチンは、町民の1,821人が接種、65.7%の接種率となり、オミクロン株に対する重症化予防効果が期待され、5歳から11歳が対象の小児ワクチンについては、3回目接種率が30.7%となり、小児の重症化予防効果も期待されるところです。

また、11月15日から開始した生後6か月から4歳が対象の乳幼児ワクチンについては、12月6日現在、11.4%の接種率となっております。

新型コロナワクチン接種の実施期間は令和5年3月末までとなっており、今後も希望者が安全・安心にワクチン接種を受けられる体制を整え実施してまいります。

次に、農林水産業の概況についてであります。

9月の第3回議会定例会行政報告以後の状況についてですが、甜菜は、収量及び糖度について、高温多雨及び一部での褐斑病の影響により平年を下回る見込みです。

また、馬鈴薯は澱原、加工、種子、食用の全てにおいて、多雨の影響により反収は平年を下回っております。

豆類は、大豆が平年作、小豆・金時・手亡は平年の収量を下回っている状況で、品質は小粒傾向でやや不良となっております。

次に、畜産業の状況です。生乳生産において出荷乳量は前年度比100パーセント前後を維持しておりますが、消費の低迷による生産抑制と円安等の余波から飼料の高騰が続いていることに加え、子牛価格の低迷など酪農業において非常に厳しい状況が続いております。

肉用牛の黒毛和牛の販売においては、新型コロナウイルス感染拡大前の水準には及ばないものの、価格は比較的堅調に推移し、販売額は4月からの累計で対前年比99.4%となっており、復調傾向であることが伺えます。

また、10月6日から11日にかけて鹿児島県霧島市で開催された第12回全国和牛能力共進会に、本町から武隈ブリーディングファーム所有の「かつよ3」号、篠島太郎氏所有の「はるき」号が北海道最終選抜会により選考され、第6区総合評価種牛群の北海道代表として出場し、15群中8位の好成績を収めました。5年後の令和9年度には北海道において初の全国和牛能力共進会が開催されることとなっており、今後の更なる改良、活躍に期待するところです。

次に、水産の概況であります。本年漁期前の秋サケ来遊は、本町沿岸を含むエリモ以東・西部海域において、昨年比157%、101万9千尾との来遊予測が公表されるなか水揚げが開始されました。

結果として、大津漁港での秋サケの水揚げは、数量では昨年比155%、金額は157%増で、11月5日に終漁しております。本年の漁獲は直近10年の平均に対し数量で52%、金額では83%と全道的に回復傾向にある中、本町を含むエリモ以東

海域では依然として厳しい状況が続いております。

全道的なサケ定置漁業の記録的な不漁は、本町経済への影響も大きいことから、関係機関による原因究明、資源回復への取組が喫緊の課題であると認識しており、解決策に大きな期待を寄せるところであります。

また、シシャモ漁においては、数量で前年比140%ですが、過去10年平均比率で40%と極端に水揚げが低迷しており、十勝川を含めサケ、シシャモが遡上する河川の再生産環境の維持・保全、沿岸海域の保全に向けた継続的対策が重要であると考えております。

水産業にとって、未曾有の赤潮被害や大宗漁業の記録的な不振など、これまでの常識が覆るような予期せぬ事態が続いておりますが、本町における基幹産業として、今後も生産の持続と回復を期待するところです。

以上、行政報告といたします。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第9号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第9号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第9号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和4年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和4年12月5日。

3、調査の経過。

(1)令和4年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和4年12月1日招集告示のあった令和4年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和4年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月16日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、令和4年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和4年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、諮問第1号（人権擁護委員候補者の推薦）、同意案第1号（教育委員会委員の任命）、同意案第2号及び同意案第3号（固定資産評価審査委員会委員の選任）については、本町議会の運営基準に基づき、討論を省略して簡易採決することとした。

オ、所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月8日に開催するよう日程を調整した。

カ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の各席に飛沫防止用アクリル板を設置するとともに、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用、議場内の定期的な換気を行うこととした。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第9号は報告済みとします。

◎ 議案第53号

●藤田議長 日程第4 議案第53号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第53号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,481万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

なお、職員の人件費の補正につきましては、令和4年度人事院勧告等に伴う増減補正であります。

1款議会費、1項議会費から費用弁償103万6,000円を減額するなど、計97万3,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に、16ページ、ドライブレコーダー129万9,000円を追加。

3目財産管理費に電気料133万円を追加するなど、計598万7,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費にマイナンバーカード用印字プリンタ79万8,000円を追加。

18ページ、5項統計調査費に住宅・土地統計調査調査員報酬4,000円を追加。

6項監査委員費から6万4,000円を減額。

3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に福祉灯油等42万円を追加するなど、20ページ、計318万4,000円を追加。

2項児童福祉費に、22ページ、98万4,000円を追加。

24ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費に特定空家等解体撤去事業補助金100万円を追加。

5目清掃費に印刷費143万円を追加するなど、計141万9,000円を追加。

26ページ、2項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金822万4,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金620万5,000円を追加するなど、計696万8,000円を追加。

28ページ、2項畜産業費に家畜自衛防疫組合補助金50万円を追加するなど、計86万2,000円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に商工会運営費補助金63万円を追加するなど、30ページ、計107万9,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に91万2,000円を追加。

2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費から、32ページ、茂岩高台線ロードヒーティング改修工事2,481万5,000円を減額するなど、計2,271万2,000円を減額。

3項住宅費に39万4,000円を追加。

34ページ、4項河川費から42万1,000円を減額。

5項施設費に福祉施設電気料25万円を追加。

8款消防費、2項災害対策費から総合防災ハンドブック作成業務198万円を減額するなど、計48万円を減額。

36ページ、9款教育費、1項教育総務費において、4目スクールバス管理費に公用車修繕料40万円を追加するなど、計536万1,000円を追加。

2項小学校費に管理備品68万円を追加するなど、計108万円を追加。

38ページ、3項中学校費に豊頃中学校改築工事（建築主体工事）500万円を追加。

4項社会教育費から29万円を減額。

5項保健体育費において、1目保健体育総務費に全道全国大会参加派遣補助金88万3,000円を追加するなど、計112万3,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

1款町税、1項町民税に807万4,000円を追加。

2項固定資産税に117万9,000円を追加。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税6,723万5,000円を追加。

12款分担金及び負担金、1項分担金に畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃地区192万4,000円を追加。

13款使用料及び手数料、2項手数料に指定ごみ袋・処理券100万円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金にマイナンバーカード交付事務費補助金112万7,000円を追加するなど、10ページ、計19万4,000円を追加。

3項委託金に排水機場操作100万円を追加するなど、計150万円を追加。

15款道支出金、2項道補助金に持続的畑作生産体系確立緊急対策事業620万5,000円を追加するなど、計701万5,000円を追加。

17款寄附金、1項寄附金にふるさと振興寄附金39万8,000円を追加するなど、計56万8,000円を追加。

18款繰入金、1項繰入金から財政調整基金繰入金5,000万円を減額。

12ページ、21款町債、1項町債から茂岩高台線ロードヒーティング改修事業2,490万円を減額するなど、計2,000万円を減額。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、4ページ、第2表、地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業債の限度額を14億640万円に、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を8,500万円に改め、地方債限度額の総額を16億5,791万7,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10ページ、15款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

1番石田議員。

●1番石田議員 一般管理費についてお伺いをしたいと思います。

ドライブレコーダーの備品購入費でありますけれども、今回の129万9,000円、この予算はドライブレコーダー何台分で、これを導入することによりまして、装着率がどれぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

今回のドライブレコーダー、23台分を予定しております。9月の定例会で石田議員から全てつけたほうがいいのではないかと御指摘がありましたので、この23台で公用車全てにつくこととなります。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

16ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項統計調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項監査委員費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

1番石田議員。

● 1 番石田議員 社会福祉総務費の中の委託料についてお伺いしたいと思います。

福祉センターの管理委託及び福祉活動拠点施設の管理委託の増額補正額が出ておりますけれども、この増額の理由は何なのか、御説明いただきたいと思います。

● 藤田議長 丹羽福祉課長。

● 丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

福祉センター管理及び福祉活動拠点施設管理につきましては、町の社会福祉協議会に管理委託をしているところでございます。委託料につきましては、その中には燃料費、光熱費を含んだ金額となっております。受託者である社会福祉協議会に燃料等の支払いを行っていただいているところでございます。この度の補正につきましては、電気・ガス・灯油等の価格の高騰によるものでございます。

以上です。

● 藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 この委託料、たしか委託契約をされていると思いますが、この増額によりまして、契約のほう、委託契約の変更というのはあるのでしょうか。

● 藤田議長 丹羽福祉課長。

● 丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

委託契約には、必要に応じて、委託者、受託者協議して定めることになっておりまして、この度の補正によりまして、変更の委託契約を結びたいというふうに考えております。

以上です。

● 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 次に進みます。

20 ページ、2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 24 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費。

1 番石田議員。

● 1 番石田議員 保健センター管理費についてお伺いしたいと思います。保健センターエアコン設置工事121万円の減額されております。当初予算で121万円予算取っておりますけれども、当時事務室とプレイルームの2か所に設置をしたいのだということでありまして、今回、このどちらも設置しないということでありましてけれども、その理由についてお伺いしたいと思います。

● 藤田議長 丹羽福祉課長。

● 丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

ただいま議員がおっしゃったとおり、当初予算で保健センターの事務室及びプレイルームに設置する予定で予算を確保したところでございます。ただ、4月にですが、保健センターで執務をしていました健康係が、業務の効率化を図るため庁舎内に移動したことにより、設置を取りやめたものでございます。プレイルームにつきましては、現在それに代わるものとして、役場庁舎の展望室を相談室として利活用しているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明を聞きますと、それぞれ今まで利用していた部屋を利用しなくなるということなのですが、今後において事務室、それからプレイルーム、これを利用することがほとんどないということなのですか。今後、利用することはないから、エアコンの設置は必要ないと。エアコンを設置する考えはないということに理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申しあげます。

事務室につきましては、現在健康係の職員が庁舎内に移動したことによって、ただいままごころ通信員が2名勤務しております。ただ、まごころ通信員につきましては、ほぼ訪問が主な仕事でありまして、事務室での執務時間が短いこと、あとプレイルームにつきましては、先ほど答弁しましたが、役場庁舎内に代替りの相談室を設けて、そちらのほうで相談体制を行っているということで、現在のところ利活用を考えてはおりません。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

26 ページ、2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款商工費、1 項商工費。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 6 款商工費、1 項商工費でございますけれども、2 目の観光費で

17節の備品購入費のところでございます。移動組立式ドームハウス3万4,000円が減額となっておりますけれども、減額のことについてはよろしいのですが、この移動組立式ドームハウス、長節湖キャンプ場に設置されたということについてお聞きしておりますが、今年の利用状況についてはどうだったのかということと、その後、十勝川管理休憩所といいますか、はるにれのところにある施設の横に何か設置して、その経過についてどのような利用状況だったのか、また評価はどうだったのかお聞きしたいと思います。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 私から御答弁申し上げます。

この移動組立式ドームハウスにつきましては、長節湖キャンプ場に7月14日から8月25日のキャンプ場開設期間、設置してございます。この間の利用件数につきましては、17件ございました。1日の利用は16件、半日1件ということで、合計17件でございます。その後、10月14日から11月11日の間、はるにれ休憩所の横に今後の利用等の検討といいますか、今後どういうふうに利用していくかということを検討するために設置して、アンケートなども取っておりますが、この間の利用については、時間貸しでございますが3件ございました。また10月30日には、同場所でハロウィンイベントを開催して、ここには約50人の方がお見えになって、ドームハウスに入ってみるだとか、そういうことをされているところでございます。

今後についても、種々活用法があろうかなと思いますので、様々な機会に設置をさせていただきながら、今後の利活用について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 例えばその利用された方の評判ですとか、当然キャンプ場での利用と、それからこのはるにれ休憩所といいますか、あそこでの利用における利用形態というのが全く違うと思うのですけれども、利用された方の評判としては、そういうような何か意見かなにか、どこかにメモというか、そういったものにでも書かれていたりして、そういう評判のところについては、どのように耳に入っているのかをお聞きしたいのですけれども。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 利用につきましては、おおむね好評だと聞いております。ただ、ドームハウス自体に、例えば防寒といいますか、そういう設備、断熱材とかが入っておりませんので、はるにれのこの休憩所に置いたときに、風除けにはなるのです

けれども、長時間いるとちょっと寒いなというような話も聞いてございます。あとは、料金のことも含めまして、おおむね適切だ、これ以上高くなるとちょっと厳しなという話も聞いておりますので、今後の参考にしていきたいなと考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 質問と関連しますが、私はキャンプ場からの2個の円形のものをはるにれのほうに移転して、あれだけの利用というのは100%現状では難しいなというふうを感じ取ってましたが、やはりアイデアとしては、私は、ああいう利用というのは、ベストだったというふうに評価しております。ただし管理の面では、担当課長の説明どおり、今後ますますそういうものについての認識が深まっていけば、それらについての周辺の需要とか、あるいははるにれハウスのトイレの管理とか、あるいは利用とか、そういうものもやはり検討しているのではないかなというふうに思って、試験的に私は、今回については良としなければいかんなど。現状見てきました。ハロウインのときにも相当来てました。それらの感触を感じ取ってみると、一方的な我々の押しつけではなくて、他町から来ている方々の感想も直に聞けば、新しい思考というか、アイデアというものについては、今後進めるべきだというふうに、あの周辺環境についても、非常にライトアップして好評だったと私は当時見てきましたが、それらについても課題は、これから担当者が英知を結集して、出し合って、あるいは我々がそれらの現状をよく把握して、提案するというようなことも課題、努力として必要なのかなというふうに思いました。これらについてのいきさつについては、私は町長の提案というふうに聞いてますから、それらについて町長の考えを、今後についての進め方についても触れられたらありがたいなと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

今回のこのドームハウスの活用については、当初長節湖のキャンプ場のバンガロー施設、ここが結構老朽化が激しいというところで、それを改修するのか、また新設するのかという話の中で、新年度予算、今回2基導入をして、物が移動式ということでありましたし、そういった部分含めると、そこだけではなく、空いたときにはほかでも活用が可能でないかというところで、今回、キャンプ場の期間終わった後、はるにれ休憩所の横で2度ほど、それも外から来る観光客の方、はるにれを見に来る方が非常に多い時期含めまして、その時期のことで、ハロウインです

とかああいうこともやってみたというところがございます。

ほかの町村では、いわゆるグランピングということで、テントを使ったああいったこともいろいろとやられていたり、付随してテントサウナがあったりだとか、いろいろなことで皆さんも新聞ですとか報道関係、いろいろなところで、テレビ等も含めまして御承知のことかと思えます。そういったところも含めて、町の観光地、観光場所を少しでも盛り上げたいと気持ちもありまして、担当課のほうに指示しながらああいったことでやらせていただいたということがございます。

今回2基ということだったのですが、もうちょっといわゆる移動の利便性ですとか、あとその他、そこだけではなくて、もっと景観のいいところ、町内たくさんございます。そういったところに設置をして利用していただいて、感想聞きながら、どういったことがいいのか含めて、いわゆる町の観光のイメージアップ、PRというところを含めまして、次年度以降もしっかりと進めてまいりたいと、今、気持ちで思っております。その意味含めまして、この後もまたはるにれのライトアップですとか、そういったことも考えてございます。そういったところでも、ああいったドームハウス使いながら、寒いですから風除けになったりだとかいろいろあると思えます。冬でも使えるような、そういったことも考えながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほうよろしくお願いをいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 茂岩高台線のロードヒーティングの件なのですが、2,481万5,000円、これについてはどういう理由だったのかなというところをちょっと説明いただけますか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

茂岩高台線のロードヒーティングの改修に伴います2,481万5,000円の減額でございますが、資材等の高騰をちょっと想定しておりまして、昨年度相当上がるという予想がされておりました。その分でちょっと多く見ていた分が思ったより高騰せずに済んだための減額という形で減額させていただいております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。
3項住宅費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。
1番石田議員。

●1番石田議員 学校建設費についてお伺いしたいと思いますが、今回の補正予算で中学校改築工事(建築主体工事)の500万円につきましてお伺いしたいと思いますが、この工事の内容増加といえますか、それについて説明をまずいただきたいというふうに思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 私のほうから御答弁させていただきます。

こちらの工事費につきましては、現在、円安、ロシアのウクライナ侵攻など、資材が大変急激に高騰しているところでございます。長期の建設工事につきましては、工期中の物価水準の変動などによりまして、請負代金が不相当となった場合、受注者が請負代金の変更を請求することができることになってございます。今回の豊頃中学校改築工事につきましても、契約書の中の第25条に、賃金または物価の変動に基づく請求代金額の変更、こちらに関する条項がございます。現在、鋼材類・燃料等価格等につきましては、この条項の部分に、特定の資材価格の急激な変動に関するものという、いわゆる単品スライドと言われているものに当たりまして、こちらの申請見込額を今回の12月補正予算で要求させていただいたものでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今説明を聞きましたら、そういう契約の内容で業者のほうからそう

いう資材高騰等による単価と関わる経費が増額するという事で変更をされるという事でありますが、この500万円、数字、金額見ましたら、微妙な500万円の数字でありまして、これは、この件については建築主体工事、それから電気設備工事、機械設備工事、ともに5,000万円を超える契約となりますので、3月の定例会でこういう議会の議決をこの契約についてしているわけでありまして、その中の500万円でありまして、契約の変更、これされると思いますが、その契約の変更、契約金額の10%以内の増減については、町長の専決事項の中に指定がありまして、町長が専決できますよと。ただし、その額が500万円を超える場合は、町長の専決ではなくて議会の議決を経なければなりませんよという規定がございます。これ500万円ですから、500万円は超えていないわけですから、町長の専決事項の指定になるわけでありまして、契約の変更した後に専決処分の報告が議会のほうにされるというふうに思いますけれども、本来この契約については、非常に500万円という数字は私、目に見て残ったのですが、500万円でなくて、もっと分かりやすい金額にできなかったのかなど。契約が500万円にされるかどうか微妙なのですが、その辺ちょっともう少し精査をされて補正予算を増額されたらいいのかなというふうに思いましたけれども、その辺、ちょっと考え方を聞きたいと思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 私のほうから御答弁させていただきます。

今、金額についてのお話をいただいたかと思いますが、今議員おっしゃったとおり、こちらの制度につきましては、あくまでも受注者からの申請があったものについてということになります。この金額については、何度か、今回建築主体と電気と設備と三つ工事ありまして、3者の受注者がおりますが、その3者についてそういった意向があるのかどうかをまず確認させていただきました。その中で、二つの工事については特段申請する予定がないと。建築主体については、今回の制度を使って申請をしたいという話がありまして、その中で該当するものについては、今回は材料費に係るもののみということで、なかなか金額のほうも限られた中になるということを事前の協議で話を受けました。その中で、建築主体のほうの受注者のほうから指名された金額が500万円に満たない金額でしたので、そちらのほうを今回予算化させていただいたところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明にもありましたけれども、電気設備工事と機械設備工事については、この資材高騰による経費の増額というのではないということで理解してよろしいのですか。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 電気と設備のほうに関しても、当然影響額というのがあるような話は事前に聞いていたのですけれども、この制度につきましては、請負代金の1%を超える品目が対象ということになってございます。一応、事前に事業所のほうに確認してもらったところ、電気と設備については、その1%を超える品目がなかったというところで話を聞いてございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第 54 号

- 藤田議長 日程第 5 議案第 54 号令和 4 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

- 丹羽福祉課長 補正予算書 41 ページを御覧ください。

議案第 54 号令和 4 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,240 万 8,000 円と定めるものであります。

この度の補正は、北海道国保連合会における国保事業状況報告システムクラウド改修費用に伴う保険者負担の増額及び令和 3 年度保険給付費等交付金の清算に伴う返還金に係るものでございます。

歳入歳出事項別明細書 50 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費において、1 目一般管理費に道国保連合会負担金 16 万 5,000 円を追加。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金において、2 目償還金に保険給付費等交付金償還金 12 万 4,000 円を追加するなど、計 13 万 3,000 円を追加します。

続きまして、歳入につきましては、48 ページを御覧ください。

3 款道支出金、1 項道補助金において、1 目保険給付費等交付金に特別交付金 16 万 5,000 円を追加。

6 款繰越金、1 項繰越金にその他繰越金 13 万 3,000 円を追加いたします。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

48 ページをお開きください。

3 款道支出金。

（質疑なし）

- 藤田議長 6 款繰越金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

50ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 8款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第55号

- 藤田議長 日程第6 議案第55号令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

- 丹羽福祉課長 補正予算書53ページを御覧ください。

議案第55号令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,606万1,000円と定めるものであります。

この度の補正は、介護予防サービス計画給付費の増額及び豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員手当の増額が主なものでございます。

歳入歳出事項別明細書62ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に保険者ネットワーク負担金2万1,000円を追加。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費に介護予防サービス計画給付費39万円を追加。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費に一般職諸手当18万6,000円を追加いたします。

続きまして、歳入については、60ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金7万8,000円を追加。

2項国庫補助金に介護給付費調整交付金3万5,000円を追加。

4款道支出金、1項道負担金に介護給付費負担金4万8,000円を追加。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金に介護給付費交付金10万5,000円を追加。

8款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金33万1,000円を追加いたします。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

●藤田議長 日程第7 議案第56号令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書65ページをお開き願います。

議案第56号令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,442万5,000円と定めるものでございます。

本補正予算は、施設使用の電気料高騰に対する費用と水道施設中央監視用電話回線の廃止に伴う改修及び長節浄水場の薬品注入設備修繕等を行うことによるものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により、74ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、簡易水道一般経費に、電気料400万円、水道施設中央監視用ルータ機能増設業務に44万円、簡易水道施設維持補修費に、ろ過砂の出し入れ及び薬品注入ポンプの修繕303万7,000円を追加するなど、総額822万4,000円を増額するものでございます。

次に、72ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金822万4,000円を追加補正するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

72ページをお開きください。

3款繰入金。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

74ページをお開きください。

1款総務費。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

●藤田議長 日程第8 議案第57号令和4年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書77ページをお開き願います。

議案第57号令和4年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,521万8,000円と定めるものでございます。

本補正予算は、施設使用の電気料高騰に対応する費用が主なものでございます。

内容につきましては、歳入歳出事項別明細書86ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に職員人件費14万8,000円を追加。

2項施設管理費、下水道施設管理費に電気料50万円を追加するものでございます。

次に、84ページ、歳入について御説明いたします。

5款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金64万8,000円を追加するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

84ページをお開きください。

5款繰越金。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

86ページをお開きください。

1 款総務費。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 5 8 号・議案第 6 0 号

●藤田議長 日程第 9 議案第 5 8 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第 1 0 議案第 6 0 号豊頃町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第 5 8 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第 6 0 号豊頃町職員の定年等に関する条例の一部改正について、一括して説明いたします。

初めに、議案第 6 0 号豊頃町職員の定年等に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書 1 1 ページを御覧願います。

本案は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中において、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であることから、令和 5 年度から国家公務員の定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度が設けられました。地方公務員に

においても、国家公務員の制度改正に準じて、地方公務員法の一部が改正されたことから、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行いたく提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。

議案説明書 9 ページを御覧願います。

第 1 条は、地方公務員法改正による条項ずれの改正。第 3 条は、定年年齢を 60 歳から 65 歳に引き上げる改正。第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項は、定年に達した職員について特別な事由がある場合、定年年齢にかかわらず引き続き勤務できる旨の規定。第 6 条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職員は、管理職手当を支給されている職員と規定。第 7 条は、管理監督職勤務上限年齢を 60 歳とする規定。第 8 条は、他の職への降任等を実施するため遵守すべき基準の規定。第 9 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項は、管理監督職勤務上限年齢による降任等について、任用制限の特例及び再延長の規定。第 10 条は、任用制限の特例により異動期間が延長される職員の同意に係る規定。第 11 条は、任用期限の特例により異動期間が延長された職員について、延長事由が消滅した場合は降任をする旨を規定。第 12 条及び第 13 条第 1 項、第 2 項は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定。第 14 条は、規則への委任を規定するものであります。

なお、附則として、附則第 3 項は、令和 5 年度から定年年齢を 2 年ごとに 1 年延長する経過措置を規定。附則第 4 項は、定年延長の対象となる職員への情報提供及び勤務の意思確認を 60 歳に達する前年度に行う旨を規定。

改正附則第 1 条は、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日、ただし改正附則第 11 条は、公布の日からと規定。改正附則第 2 条第 1 項は、定年年齢が段階的に引き上げられる期間中における一時的な年齢に達しない時期について降任、転任ができない旨を規定。改正附則第 3 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項は、定年退職者等に係る再任用及びその更新に係る経過措置を規定。改正附則第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、一部事務組合等の定年退職者等に係る再任用に関する経過措置を規定。改正附則第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、定年退職者等に係る短時間勤務職の任用に関する経過措置を規定。改正附則第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、一部事務組合等の定年退職者等に係る短時間勤務職の任用に関する経過措置を規定。改正附則第 7 条第 1 項及び第 2 項は、改正条例施行日以後の暫定再任用職員は、任期の定めのない職員にできない旨を規定。改正附則第 8 条第 1 項及び第 2 項は、短時間勤務職員の任用について、経過措置として暫定再任用期間の職員も任用できる旨を規定。改正附則第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、暫定再任用職員について一旦定年年齢に達した職員が定年年齢の引上げにより定年年齢未満になった場合も定年年齢に達しているとみなす規定。改正附則第 10 条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、段階

的に引き上がる定年年齢における基準日時点での経過措置を規定。改正附則第11条は、法律改正施行日前の定年延長等に係る情報提供及び意思確認の対象年齢を60歳と規定するものであります。

次に、議案第58号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

議案書1ページを御覧願います。

本案は、先ほど説明いたしました豊頃町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行いたく提案するものであります。

条例制定の主な内容について説明いたします。

議案説明書1ページを御覧願います。

第1条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、同条例第2条第2項第4号及び第5号に、定年年齢にかかわらず延長する職員及び引き続き管理監督職を占める職員は、公益法人等には派遣できない旨を規定。

第2条、豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正については、同条例第1条、目的に「降給」を追加し、同条例附則第2項及び第3項に役職定年による降給については職員の意に反する降給であり、降給に伴う給料月額を7割措置とする旨を規定。

第3条、豊頃町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正については、同条例第3条に減額対象となる給料月額を7割措置とする旨を規定し、降任による7割措置後の減額額を規定。

第4条、豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正については、地方公務員法改正に伴う条項ずれ及び文言の改正。

第5条、豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、同条例第2条第2号、第3号及び第9条第1号、第2号、第3号に育児休業等を行うことができない職員に、60歳到達後の年度において引き続き管理監督職を占める職員を追加。その他、地方公務員法の改正に伴う条項ずれ及び文言の改正。

第6条、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正については、同条例第3条第4項に定年前再任用短時間勤務職員の給料の算出方法を規定し、同条例第3条第5項を削除。同条例第4条第7項に、61歳到達年度以後に在職する職員の昇給に関する規程を追加。同条例第19条の3に、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外を規定。同条例附則第9項に60歳到達年度における翌年度からの給料月額を7割措置とする旨規定。同条例附則第10項に、60歳到達年度における翌年度からの給料月額を7割措置とする規定を適用しない職員を規定。同条例附則第11項に、役職定年により60歳以後に降任等とされた職員であって、降任等される前の給料月額の7

割措置額との間に差額がある場合、調整額を支給する旨を規定。同条例附則第12項に、60歳到達年度における翌年度からの給料月額と管理監督職上限年齢調整額の合計額が当該職員に係る職務の級における最高号給を超える場合の制限を規定。同条例附則第13項から第15項に、役職定年により降給された職員について管理監督職勤務上限年齢調整額支給対象者との均衡措置を規定。同条例附則第16項に、60歳到達年度における翌年度において育児短時間勤務職員等に係る給料月額の算出方法を規定。その他地方公務員法の改正に伴う文言の改正。

第7条、豊頃町職員の再任用に関する条例の廃止については、再任用職員制度の廃止により、同条例を廃止するものであります。

なお、附則として、改正附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日と規定。改正附則第2条は、改正附則における用語の意義を規定。改正附則第3条は、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定を適用する旨を規定。改正附則第4条第1項は、暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の給料表を適用する旨の規定。改正附則第4条第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に係る給料月額の算出方法を規定。改正附則第4条第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法を規定。改正附則第4条第4項は、暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当及び時間外手当の支給は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する旨を規定。改正附則第4条第5項は、暫定再任用職員の期末手当の支給率は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する旨を規定。改正附則第4条第6項は、暫定再任用職員の勤務手当の支給率は、定年前再任用短時間勤務職員と同様とする旨を規定。改正附則第4条第7項は、暫定再任用職員の昇格及び昇給、扶養手当などの支給の適用除外を規定するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第58号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番石田議員。

●1番石田議員 今、議案2件について改正条例の説明をいただきました。非常に内容が難しいというのか、なかなか理解できない、そういう内容でありましたが、改正の趣旨はここに書いてあるとおりでありますので、これは理解できますけれども、この改正内容、非常に法律の改正によって条例を改正する、これはもう理解がなかなかできないのですよね。職員の担当の方は、条例の改正、法案等々見ているのでしょ

から理解できるでしょうけれども、我々はなかなかできない。

本日、参考資料を頂きました。この中には用語の解説等がしてありますので、議案と照らし合わせながら理解はできました。このような非常に新しい用語がたくさん出てくる。それも職員の職務、給与に関する、そういう内容の改正でありますので、我々もこの内容については、職員に関わることでありますので、十分やはり理解をしていかなければならないなというふうに考えております。たくさんこの職務用語、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員などに改めると。現行のものがどのように変わったのか、職務内容は変わらないけれども、法律の改正によって用語がこういうふうに変りますよというような、そういう分かりやすい内容のものでなければ、なかなか理解できない。

本日、参考資料を頂いたのですが、こういう参考資料は、事前に議案とともに送付していただいて、中身を十分理解できるような、やはり我々も勉強しないといけませんし、そういうような形にならないと駄目だと思うのです。こういう参考資料も必要ですし、議会に事前に説明をいただいて、私たちも勉強しなければならない。その上で議案審議をしなければならないというふうに思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まさに議員おっしゃるとおりかなと思います。これを突然出されてもなかなか理解しづらいというところもございますし、実際、この参考資料につきましても、議員の皆様理解していただきたいという気持ちで今回出させていただいたのですが、言われるとおり、少し早めに出すというのは、理解していただく上でも必要なことだと思いますので、こういった取扱いは、議員御指摘のとおり、できるだけ早い段階でしっかりとお示しして理解をいただくというような形、今後は取っていきたいと思いますので、どうぞ御理解のほうよろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 極めてこの改正、条例の改正に伴う職員の定年延長とか、社会情勢にあったこの進展というのですか、動きというのは理解できるのです。

今、提案の冒頭に、私は総務課長の発言の中でなるほどという文言がございました。これは何かというと、この職員の能力とか、あるいは意欲のある方々、こういう方々を確保するためには、やはり一定の皆さんの職員というのは、あるルールを守って、関門を通過して職員になっているわけです。それで、全ての方々が専門知識を持っているとは、私は当初はないと思っています。経験を積んだ中で、先輩の指導や学習で、全ての職務についての公共の知識というのは吸収していくのであると思っています。

います。ただし、中には専門職でここに採用されている職員もいらっしゃいます。過去のいろいろと人事を見ていると、この方がなぜ専門職があるにもかかわらず、他部に、他の職場というかセクション、そこにいるのかなというところの不審さを感じたところも過去にありました。

私は、やはりこの全国統一された規格、画一的な条件というか、この再任の場合でも給料が70%にダウンします。人生経験と人生プランの中で、それらの中でどう生き抜いていくのかなというところの不安を感じます。したがって、私は、結論的に言うと、能力と意欲のある職員というのは、少なくとも豊頃の独自の、オリジナルな条件を評価されて、その中で伸びていく、成長していく、そういう職員というのはあるべきではないかなというところも感じるところがありました。ぜひとも、これに準じて推移はするでしょうけれども、豊頃町の職員であるからこそ、こういうメリット、あるいは夢がある、あるいは評価されればこれだけの高処遇をされるというような、やはり意欲と能力のある方を伸ばすためには必要ではないかなというところを感じますが、それらについての所見として、理事者の考えは同調できるか、できないか。あるいは検討の余地ありや何か。そういうようなものを感想としてお持ちであればお聞きしたいなど、こう思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃることというのは、よく分かります。この国の制度以上に、町として意欲のある職員をもっと評価してあげたらいいのではないかと。その上で何か手だてはないのかというようなお話かと私のほう思っていました。基本的に国の制度に準じて職員のほうはいるという部分もございますので、なかなかこの制度にというようなことは、乗っけてまた次のということは、制度設計上なかなか難しいのかなと思っていますが、いわゆるその職員の評価というところでは、今、人事評価制度も始めておりますし、実際問題、今後ますますいろいろな意味で複雑化してくる中身、あと住民への対応ですとか、この先どうまちづくりを進めていくのかというところでも、少しでも意欲を持ったような形というのは職員にも持っていて、もっと前向きな形取っていただかなければならんと、そのように私も感じておりますので、いわゆる評価的な部分というのは、今後しっかりとやっていきながら、職員の意欲、モチベーション保てるようなことをしっかりと取り組んでいかなければいけないと、私、そのように思っています。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ぜひともそういう姿勢というか、考え方を、急激にではなくて、今後についての見方として、まちづくりと併せて職員のそういうその能力をやはり発揮

してもらおうというような考え方で進んでもらうと、少なくとも我が町の行政を担う職員の裏づけというのがあるからこそ、住民は安心して日々の生活の中で過ごされるのではないかなというようなことと、それと我が町の1次産業というものが主流でありますから、それらについてもやはりノウハウというものを、農林水産商工合わせて、やはり専門的な知識をぜひとも吸収していただきたいなというようなことの希望を願いますので、それらについての全体的な構想というものをまちづくりと併せて考えていただくとすばらしいなと、お願いしたいなと、こう思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 職員のモチベーションを私も感じながら、しっかりと今も、職員一生懸命やってくれています。それ以上に、私もしっかりと職員の思いですとか、そういったところを理解しながら、まちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように思っています。よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

●藤田議長 議案第60号豊頃町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第59号

●藤田議長 日程第11 議案第59号豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書9ページを御覧ください。

議案第59号豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布されたことにより、近年における人件費及び物価の変動、選挙の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、同様の措置を講ずるため所要の改正を行いたく提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。

議案説明書7ページを御覧願います。

第4条第2号アは、選挙運動用自動車の使用料（一般運送契約以外の契約の場合）、1日当たりの単価上限を1万5,800円から1万6,100円に、第4条第2号イは、選挙運動用自動車の供給燃料費（一般運送契約以外の契約の場合）、1日当たりの単価上限を7,560円から7,700円に、第8条は、選挙運動用のビラの作成費用、1枚当たりの作成単価上限を7円51銭から7円73銭に、第11条は、選挙運動用ポスター作成費用、1枚当たりの作成単価上限を525円6銭から541円31銭にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第59号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

- 藤田議長 日程第12 議案第61号豊頃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
加藤住民課長。
- 加藤住民課長 議案書25ページ及び議案説明書13ページを御覧ください。
議案第61号豊頃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。
初めに改正の趣旨であります。近年の少子高齢化やライフスタイルの変化などにより、大きな家具等を所有する家庭が減少しており、大型ごみ処理券1枚当たり搬出された大型ごみの平均重量が、ここ数年は50キログラム以下の状況が続いております。本町における現在の大型ごみの処理手数料は、100キログラムまで一律600円の1区分であり、比較的軽い大型ごみを搬出する町民の方の負担軽減のため、この度別表第15条関係に大型ごみ1個50キログラムまで300円の区分を追加する改正を行うものであります。
なお、施行期日は、令和5年4月1日であります。
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎ 諮問第1号

●藤田議長 日程第13 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書27ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてお諮りいたします。

本案は、現委員津久井淑恵氏の後任委員として、豊頃町茂岩本町170番地、鳥宮彰子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時07分 休憩

午後 1時08分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思いを御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎ 同意案第1号

●藤田議長 日程第14 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書29ページをお開きください。

同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明をいたします。

本案は、現教育委員櫻井康雄氏が今期をもって退任されることから、新たに豊頃町湧洞744番地2、田頭保氏に任命するものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件につき、討論を省略したいと思いを御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号

●藤田議長 日程第15 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書31ページをお開きください。

同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明をいたします。

本案は、現委員吉村和敏氏を引き続き選任することとし、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第3号

●藤田議長 日程第16 同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書 33 ページをお開きください。

同意案第 3 号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明をいたします。

本案は、現委員熊野幸雄氏を引き続き選任することとし、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 3 号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●藤田議長 日程第 17 請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 請願文書表。

受理番号、2。

受理年月日、令和 4 年 11 月 30 日。

件名、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町 12 番地、豊頃町農政協議会執行委員長前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会小笠原茂人議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第18 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月9日から同月14日までの6日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から同月14日までの6日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員